

議事日程第2号

平成26年3月10日（月曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～4番）

出席議員（12名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	8番 植松康祐	9番 大沢まり子
10番 岡本隆子	11番 佐谷時繁	12番 谷口鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 瀨瀨久美
教育長 高木俊朗	総務部長 鍵谷昌孝
民生部長 田中康文	建設部長 奥村 悟
企画調整 担当参事 葛西孝啓	総務課長 寺本公行
企画課長 山田 徹	まちづくり課長 須田和男
税務課長 佐久間英明	住民環境課長 小木曾昌文
保険長寿課長 加藤暢彦	福祉課長 若尾要司
農林課長 田中宣行	上下水道課長 亀井孝年
建設課長 伊左次一郎	会計管理者 田中秀典
学校教育課長 藤木伸治	生涯学習課長 水野嘉博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺謙二	議会事務局 書記 渡辺一直
-------------	------------------

開議の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 伊崎公介君、8番 植松康祐君の2名を指名します。

一般質問

議長（加藤保郎君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも、簡潔・明瞭にされるようお願いします。

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしておきました質問をします。

一般質問の前に、私トップバッターということで一言だけ申し上げます。あした3月11日は東日本大震災より丸3年になります。亡くなられた方には改めて哀悼の意を表しますとともに、今現在も自宅に帰れない26万人余の避難者の方々には一日も早い帰宅を願い、遠い地方議員の1人ではありますが、早く復興・復旧が進むことを心よりお祈り申し上げます。

質問に移ります。今回は少し大きなテーマではありますが、人口減少についての1点のみ質問をさせていただきますので、御答弁のほうをよろしくお願いします。

何を今さらという質問ではありますが、人口減少問題は全国どこの自治体でも同じでありますし、国の政策に頼っていくところが大きいわけではありますが、この問題に対して県のほうでも各自治体でも、自治体独自の研究政策討論会など人口減少に歯どめをかける努力ばかりではなく、人口減少、そして少子高齢化、もう今、超少子高齢化になっておりますが、現実を見据

えての対策、地域の活性化に向けてのプロジェクトを推進しているところも多くあり、今後我が御嵩町でも人口減少に起因するさまざまな問題に直面し、国や県と協力して克服していかねばならないと考えております。

現在でも既に税の減少、社会保障費の増大などさまざまに対応していただいておりますが、改めて考えていただくためにも質問いたします。

まず、質問の前に人口の現状と将来の人口推計であります。総務省の国勢調査結果、直近では2010年ですが、国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口の資料の数字を引用しますが、日本の総人口は2010年で1億2,806万人、それ以降は年に20万人から25万人ずつ減少を続け、現在では総務省統計局の概算値ですが、2014年1月現在、1億2,722万人であります。2048年には1億人を割り込むと推計されております。また、岐阜県でも2005年ごろをピークに人口減に転じ、2005年から2010年の5年間で1.26%、2万6,453人の減になっております。

さて、我が御嵩町の人口ですが、1995年の1万9,980人から、直近の国勢調査、2010年にはありますが、平成22年1万8,824人と15年間で1,156人の減少となっております。15年後の2025年には人口1万7,051人で1,773人の減少、30年後の2040年には人口1万4,561人で4,263人の減少と推計値が出ております。これは、御嵩町の住宅団地ができる前の昭和40年ごろの人口だと大体同じであります。

主な課税対象になる15歳から64歳までの生産年齢人口においても、2010年の1万1,920人から2040年の7,734人と、実に36.1%の減少、65歳以上の高齢者は30年後には5,466人、実に高齢化率は38%近くまで上がることが予想されております。

人口減少により負の部分、マイナス影響は多々ありますが、まず生産年齢人口、労働力の減少による税収の減少、それに伴い公共サービスの質の低下の懸念、社会保障の住民負担の増大、地域社会コミュニティの活性化の衰退、地域産業の衰退、子供の減少による教育インフラの新規投資の減少と整備計画のおくれ等々、数多く懸念されております。

プラス面もないわけではありませんが、コンパクトシティーゆえの教育環境の充実、地価も安くなるでしょうし、車の交通量も減り交通事故も少なくなることも予想されます。ごみの量も減ることになり、環境に対する負荷も減少することになるでしょう。もとより浅学非才の私には、この御嵩町が一体どれくらいの人口が適正であるかは見当もつきませんが、やはり超少子高齢化社会になり、プラス面よりマイナス面のほうが圧倒的に多くあることも事実であります。冒頭で申したように、人口をふやす政策や、国保や年金などの社会保障の仕組みを考えていくことは、国のイニシアチブに頼るところが大きいわけですが、人口が少ない自治体ほど人口減少が早いとも言われる中、まだ御嵩町はその曲線は緩やかであります。

人口減少が原因の負の部分但至少でもなくし、至少でも人口が減らないよう努力していくのが当たり前のことですし、それが私たち議員の使命であり、町長の責務と考えますので、以下の3点ほど御質問いたします。

まず1つ目の質問ですが、町長はこの人口減少に対してどのような考えを持っておられるか一般論で結構ですので、まず初めにお伺いします。

そして2つ目の質問ですが、今までも渡邊町長は御嵩町の人口が至少でも減らないよう、魅力ある町にすべく小・中学生の医療費の無料化、水道料金の値下げ、保育施設の充実等々、いろいろな政策を行ってまいりましたが、平成26年度、今年度から始まる政策の2本柱の1つ、亜炭鉱廃坑問題全面解決に向けての第一歩である南海トラフ巨大地震亜炭鉱廃坑跡防災モデル事業は御嵩町にとって、この人口減少問題に対しても劇的な変化を期待しているところであります。

今定例会の条例の提案の1つに、御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の事務分掌の追加の部分に、移住・定住対策に関することがありましたが、今後この人口減少に対しての政策をどのように考えていってもらえるかお伺いします。

平成28年度より10年間の施策の基本方針の第5次総合計画の策定に向けての動きも、ことしから始まるようですが、渡邊町長は10年後、20年後に向けて、どのような人口減少に対しての政策を立て、実行していってもらえるか、町長の所信をお伺いします。

3つ目の質問、私がこの人口減少の問題に対して少しずつ勉強しておる中で、各自治体独自に調査、研究、政策提案など行政職員の若手を集めてプロジェクトチームをつくって動き出しているところも多々あるようですが、こういうことを御嵩町でも今、亜炭鉱廃坑政策検討プロジェクトチームを若手がやっておるようですが、そのように御嵩町の将来のために、この問題に対してワーキンググループやプロジェクトチームなど編成して動き出していく考えがないか町長にお伺いします。

以上3点について、よろしくお願ひします。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

3月11日がやってきますけれど、本当に今テレビでいろんな3年前の状況やら、現段階での状況を伝えております。我々は、絶対に風化させないという気持ちで私たちの今後の減災対策等々に生かしていくのが使命かと思っております。毎年こういう形での1年に1度、密度の濃い考え方、見方をできるような、そんな機会にしていきたいと思っております。

それでは、高山議員の御質問にお答えをいたします。

日本という国の人口が減少しているのは事実であります。自治体での問題というのは御嵩町においては、少なくともその減少率が国の減少率と同じであれば、これは開き直ることができるかもしれませんが、逆に言えば、その減少率よりも高い率を示しているということが問題である。

私自身は、従来考えを持っておりましたのは、自然減についてはいたし方なしとっておりますが、それは国家の問題であって、自治体は減少率の高い自治体もあります、低い自治体もあります。また、増加している自治体も、現状維持をしている自治体もあります。そういう意味では、社会動静をどう御嵩町に風が吹くような形に持っていかということが言えるのではないのかなというふうに思います。今現在の傾向としては、都市部が増加し、農漁村であるとか中山間地になればなるほど人口の減少をしていると。御嵩町は町の価値として言えば、それにあらがうだけのポテンシャルであるとか、魅力は持っているというふうに考えております。

人口というのは力でありますので、少なくとも減少は食いとめ、そして増加できる方法は何があるのかを考えていかなければいけない喫緊の課題になってきたというふうに思っております。

その中で最近、非常に興味深い現象が起きております。岐阜市周辺の自治体の人口の推移でありますけれども、特に賃貸住宅で顕著になっているようでありましてけれども、職場は岐阜市内にあるんですけれども、住むのは周辺の岐南町であるとか北方町を選択している若者が非常に多い。これは、シビアに計算をしますと税の負担、一番言えるのはそこになるわけですけど、日常的な生活の負担も含め、そうした岐南町であるとか北方町を選んだほうが、経費が安いということが確実に言えるようであります。したがって、この2つの町は町ですが人口が増加している。岐阜市よりも増加率がいいのかもしれませんが、そのような傾向が出ている。また、集合住宅といいますか賃貸住宅の家賃も安いということになりますので、人が集まっている。そういう意味では平均年齢も下がっている町、これが岐阜市近隣の町が人口の定着、若者たちの定着しているかというところでもありませんので、循環しているという形の人口維持、増加をされているという現象が見えます。

亜炭鉱廃坑のハザードマップについてでありますけれども、今回、南海トラフ巨大地震亜炭坑跡防災モデル事業に採択されるについて非常に大きな存在となりました。力を発揮していただいたわけでありまして、弱点がありまして、深度、深さがあらわされている部分が色でべたで分けてあるという弱点があります。

これは、御嵩町全域が全て空洞になっているという印象を与えるもので、これも少なからず人口減になっている理由の一つかなということも考えております。人口対策について、もっと

も厄介なハザードマップになってしまったなという気持ちで眺めております。高山議員がおっしゃるように、人口対策は垂炭坑対策に全力を傾注したのも、実は町民の安全・安心、これを確保することは町長としては当然のことではありますが、こうした人口減少に影を落としている分がその部分にもあるのではないかと、御嵩町の土地は地下が空洞だけれど、埋めていける可能性が見えてきたということになれば、少なくとも安心して御嵩町を選択肢の中に、いわゆるついの住みかとして入れてもらえるような傾向が出てくるのではないのかなと。

そういう意味では、南海トラフによる巨大な地震が来ると言われておりますけれど、どこでも条件は同じですが、御嵩町は地下に空洞があるということで、逆に危険度が高いというのは現実ありますので、住む場を選ぼうとするときには、選択肢の中になかなか入れてもらえないという傾向があるかと思っておりますけれど、安全になれば、逆に岐阜市近郊と同じように可児市の衛星都市のような形で人口を今、可児市のほうに流出している分をとめ、また可児のほうからも、美濃加茂のほうからも多治見市のほうからも、御嵩町に住もうという人があらわれてくる、そんな可能性は秘めているんだということを感じております。

ただ御嵩町というのはどこの自治体でもテーマかもしれませんが、少なくともいろんな事業を御嵩町はやっています。子育て関連でいえば、私は岐阜県内でもトップクラスのレベルを維持していると思っておりますが、そのPRが下手であると。イメージ戦略でもう少しPRをしなきゃいけないなど。これは受け手の感覚で、どういうアピールをしたら受けていただきやすいのか、これも研究しながら今後の課題としてまいりたいと思っております。

第5次総合計画のお話が出ました。策定時の傾向に惑わされてしまうのは、これは人口政策も同じようなことで、今減少傾向にあればそのままのグラフの率でずうっと下がっていくとみなしてしまう傾向があります。そういう意味では、町の状況を、またこれからの努力目標もあらわせるような計画にしていかなければいけないというふうに思っています。

人口政策については、いろんな数値が出てきて自然減をしていくと、高山議員のおっしゃられた数値が公に出て認知されてしまっておりますけれど、国会議員の中には今は減少傾向にあるけれど、またこれが10年、20年先には増加になる可能性はありますよと、そういうことをおっしゃる方もあります。これは御嵩町でも同じような現象が出たんですけど、団塊の世代を基準にして、そのお子様が成人をした、非常に子供たちが多くなったわけですけど、そのお子さんの世代がまた今卒業して、だんだん減っていくというような年齢層になってきました。その人たちがまた子を持つような時代になれば、逆に人口というのは安定して高いところが維持できるのではないかと分析をしておられる国家議員の方もおみえになりますので、あんまりネガティブにならないような物事の考え方をしていきたい。先ほど申し上げたように、今現在を基本として第5次総合計画を策定するのではなくて、10年先の目標、20年先のあるべき姿

というのをしっかりと見きわめて、自前の物にしていきたいなというふうに思っております。

具体的に少し触れておきますと、御嵩町は以前から言っているように、可児川を基本として南と北とに分けた場合は、南が開発可能区域にしていきたい。北については、全く開発はゼロだというわけにはいきませんが、自然の中に同化できる程度の開発にとどめていきたい、そんなまちづくりをしたいとは考えております。

唯一、その中で大きな事業があるとしたら、可児川の北で大きな開発があるとしたら、以前、井尻住宅というのが計画された経緯があります。これについては、これからの人口動勢について、そうしたディベロッパーが手を上げるようなところが出てきたら、御嵩町としては最大限協力していきたいというふうには思っております。

あとは、可児川の南になりますけれど、押山の開発は当然、御嵩町の第2期の工業団地になるのか、どうなるかはわかりませんが、リニアの建設残土を利用しながら平地を多くつくっていききたい。企業というのは、山を見せても進出はしてくれません。非常に決断が早いからです、平地を見て決めるという企業ばかりです。そういう意味では、今御嵩町は売れる平地をほとんど有してはおりませんので、そういう場でなるべくお金をかけないような形での整備をした上で、その後、積極的に進出企業を探していくという体制を整えていきたいと考えております。

これについては、岐阜県のほうに残土処理についての御嵩町の立場というものは示してありますので、今後JRのほうとも協議をする機会が多く出てくるかと思えます。

そういう意味ではライフスタイルの変化によってまちづくりも御嵩町の場合は2つに分かれてくるところがあるかと思えます。上之郷地区はやはり自然の中で、のんびりとゆったりと子供を育てたいというような方はあれば、当然来ていただきやすいような環境を整えていく。その第一歩が無水道地域の解消であったわけでありましてけれど、最近、教育委員会のほうから報告がありましたけれど、上之郷の学校で子供に学ばせたいという方がお見えになって、御嵩町に住まいを移されたということで、私もいろいろ考えても自分がそういう立場だったら結構、上之郷の小・中学校というのは魅力的な学校だと思いますので、そういう選択をする方を上之郷の地域に合った状況での子育てをしていただける、そんな方を誘致していくということも大切であろうなど。逆に西、東西に分けた場合の西ということになるわけですが、これは御嵩町が安定して、また非常に今の垂炭鉍廃坑が影を落としている分もあれば、過去には産業廃棄物処分場等々でいろんな事件も起きました。暗いイメージばかりが多くなっておりますけれど、可能性として明るい未来が見えるような町で、その印象を与えることができたなら、可児市周辺から御嵩町に住みたいという方があらわれてくるのも当然のことかと思っております。最近、御嵩町の若い職員の中にあの地域に住宅を持つということをしている若い職員もいますので、

全てが全て外へ出ていくというようなことではありませんので、どう我々が努力をして印象をよくして御嵩町のいわゆる税負担、その他の生活用の負担がこれだけ安く上がりますよということを、数値を出して若い人たちには説明をしていくということになるかと思います。御嵩町のそういう意味での優位性をどのように伝えていくかというテーマかと思います。

第4次総合計画は、この御嵩町の若手のプロジェクトチームが基本案をつくりました。私、議員の当時にコンサルタントに丸投げして、大体どこの町を見ても中山道の宿場を持っている町はほとんど同じ総合計画が出てくるんですね。そういう意味では、手づくり感というのは町の実態がわかっている人間がやらないと、それ相応の物になってこないということで、委員の当時にコンサルタントに丸投げでは絶対いけないということを主張して、柳川前町長もそれに応えられたという部分がありましたので、そういう意味では私のスタンスはやっぱりここに住んで10年先に責任の負える立場の者がかかわっていくというのは当たり前なことだと思いますので、そのような形でのプロジェクトチームは若手のほうでつくっていききたいというふうには思っております。当然、議員の皆さんにも10年先、目標としてこんな町にしたいと、しようというような、そんな意見をいただきながら議会からも提案をいただけるような形をとったものに仕上げていききたいというふうに思っています。可能性は幾らでもありますので、いろいろ知恵を出しながら御嵩町のあるべき姿をこの丸々2年をかけてしっかりとつくった上で目標を定めて前に進んでいききたいと思っております。

私、基本的には常に前向きで物事に当たりたいと思っておりますので、ぜひその点も御理解いただきまして、ネガティブな形のものにならないということはお約束しながら、第5次総合計画に取り組む姿勢として、現段階での考え方として皆さんにお伝えしたいと思っております。

以上であります。ありがとうございました。

[1番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

大変町長の前向きな回答が得られましたので、再質問はいたしません。今の岐南町の話も出ました。私も切り抜きを持ってきておりますが、自治体の立地条件やら周辺の市町との関係もありますし、都市部にどれだけ近いかという条件もあります。御嵩町も違うかも知れませんが、皆さんで勉強していただいて、私もマイナス面ばかり考えておらずにプラス面の気持ちで御嵩町がまだまだ発展していくものがあると、御嵩町は特にあるとそう思いながら質問いたしました。皆さん全員で考えていただきまして、また若手の話も、今回機構改革で若手の職員の亜炭廃坑のプロジェクトチームは対策室ができるがために一応はなしになると伺っており

ますが、町長が言われたように20年、30年後の将来を特に若手の方が集まって話し合う機会を設けていただければ、御嵩町もますますよくなる町になっていくと思っておりますので、ぜひそうしていただいて、また自治体間競争という言葉が今はやっておりますが、各自治体で子育て、また若者の定住化、仕事の話もそうですが、一つ特色を出していただいて、また町長が言われるようにPRをしていただきまして、御嵩町が定住できるようにぜひお互いに、私たちもそうですがお互いに努力していけるように頑張っていくことを願い、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで高山由行君の一般質問を終わります。

続きまして、9番 大沢まり子さん。

一問一答方式の申し出、及び資料等を提示しての質問という申し出がありましたので、それを許可します。

9番（大沢まり子君）

議長にお許しをいただきましたので、4点にわたって質問させていただきます。

まず初めに読書通帳の導入についてをお伺いいたします。

近年、活字離れが指摘される中、住民に読書に親しんでもらう取り組みの一つとして読書通帳を導入する動きが全国各地で見え始めております。この取り組みは、借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって、子供を中心に読書への意欲を高める効果が期待をされています。そのような中、昨年9月に北陸で初めて読書通帳システムを導入した富山県の立山町では、自動貸出機で借りた本のデータが併設する読書通帳機に送られ、通帳を入れると借りた本のタイトル、著者名、貸出日が記帳される仕組みとなっております。

このようなものでありますけれども、まるっきり貯金通帳と同じような形で中に印字されるという形になっております。これ立山町のものでありますけれども。通帳は町内の小学生には無料で贈呈をし、そのほかの利用者には1冊100円で販売をしています。本年1月末現在の登録数では600人を超え、そのほとんどが小学生、子供たちから好評な取り組みとして利用されております。立山町の取り組みの特徴は、行政と学校が一体となって進めたことが挙げられます。教員に読書通帳の取り組みを理解してもらい、読書通帳を利用して読書に挑戦する生徒を先生が励ますことで、より一層生徒の読書意欲をかき立てることになり、より高い効果が期待できます。また、立山町は取り組みに賛同してもらった地元銀行に通帳の作成費を負担してもらったり、地元団体からの寄附により、この読書通帳機の機械を購入するなど、地元の理解と協力を得て取り組んでいることも立山町の大きな特徴であります。

御嵩町におきましては、学校では貸出カードなどを利用してみえると思いますが、中山道み

たけ館においては、本人の記録に残るものはないのではないのでしょうか。記録が残る読書通帳は一生の宝物になります。さらなる図書館利用の促進を図るため、導入に向け御検討願いたいと思いますがいかがでしょうか。教育長の御見解をお伺いいたします。

議長（加藤保郎君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

おはようございます。

大沢議員の御質問、読書通帳についてお答えいたします。

御嵩町教育委員会は平成25年4月から「読書で広がる子どもの未来」を目指して、御嵩町子供の読書活動推進計画の実施に努めております。学校、家庭、地域における子供の読書活動を推進していくことにより、家族、そして町民全体の読書活動への推進へとつながるように願っているものであります。

御質問のように、読書履歴を目に見える形で残すことは、読書への意欲を高めることにつながると、重要な取り組みだと考えております。そのために各小・中学校では、個人の読書カードを活用しています。

読書カードには、借りた日、返した日、本の名前や分類番号を自分の手で記入しています。御嵩小学校では、読書カードは20冊借りるといっばいになり、2枚目の読書カードになります。カードの色を1枚目は白、2枚目は黄色、3枚目はピンク、4枚目は水色、5枚目は緑色というように変えてあります。今、何冊目ぐらいかがわかるようになっているのです。担任は読書カードの色を見て、頑張りを褒めたり、さらに本を借りるように指導したりしています。

また、個人の読書ファイルも作成しております。読書ファイルには読書カードや家読のカード、学期ごとの振り返りなどをまとめて、個人の読書履歴がわかるようにしています。担任は子供の読書傾向や興味を知ったり、もっと違う分類の本を薦めたりするのに役立てています。

平成26年度は、子供一人一人の学力向上につながる学校図書館システムの導入を目指しています。次の3点が導入の柱です。

1点目は、子供一人一人による、探す、借りる、返す、予約する、リクエストするの作業を実現することです。2点目は、学校図書館の学習情報センター機能をより高め、子供一人一人がみずから調べ、みずから学ぶ環境を実現することです。3点目が重要になりますが、子供一人一人の読書履歴、読書傾向の把握によるきめ細かな読書指導を実現することです。

1週間ごとや月ごとの子供一人一人の読書履歴を把握し、読書冊数や分類別の読書傾向に基づいた個別の読書指導が必要に応じて実施することができます。以上のように、小・中学校では現在取り組んでいる読書カードや読書ファイルの活用とともに、学校図書館システムの導入

により読書履歴を目に見える形で残し、読書への意欲を高めるよう努めていきたいと考えております。

次に、中山道みたけ館についてです。

中山道みたけ館も当初から図書館システムが導入されています。よって、個人の読書履歴は引き出すことは可能です。しかし、プライバシーの保護の観点から、取り扱いには十分な注意が必要であるため、中山道みたけ館では職員が個人の読書履歴を引き出せないように配慮されています。中山道みたけ館におけるICTを活用した読書通帳による読書活動の推進については、図書館利用者のニーズはどうか、本当に読書通帳を必要としているのかどうか、また読書通帳の印字するあの機械の費用はどうか、先進的に取り入れている先ほどのお話のような自治体での成果や課題はどうか、また近隣市町の実態はどうかなど、まずは調査をしたいと考えております。

以上で読書通帳についての教育長としての見解を終わります。

ありがとうございました。

[9 番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

9 番 大沢まり子さん。

9 番（大沢まり子君）

ありがとうございました。

今おっしゃられたように、本当小学校などではきちっとした読書に対する取り組みを行っていただいているということでありまして、また履歴も違った形ではありますが、きちっと残していただけるということでもありますので、これが手元にずうっと一生残るような形でという意味でも通帳というのはいい形のものかなと思っておりますので、先ほど言われましたように中山道みたけ館に関しても調査・研究をこれからしていくということですので、前向きな方向で進めていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは2点目に臨時福祉給付金についてをお伺いいたします。

国はこの4月から消費税率8%への引き上げに際しまして、低所得者に与える負担が大きいことから簡素な給付措置として、1万円の臨時福祉給付金が支給をされることになりました。全国の給付対象者は2,400万人と聞いておりますが、御嵩町の給付対象者は何人でしょうかと通告では申し上げましたが、町長の施政方針の中で御嵩町は7,000人とお答えいただいております。また、子育て世帯臨時特例給付金、この対象者は2,300人とのことであります。合わせますと、町内の半数以上の方が給付を受けられるということになります。どのような方が給

付の対象者になるのでしょうか。また、支給時期はいつごろになりますでしょうか。給付には申請が必要とのことですが、高齢者などスムーズに申請できない方も多くおみえになると思います。申請漏れが起きないようきめ細かな対策が必要と思われませんが、どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

おはようございます。

それでは、大沢議員の臨時福祉給付金についての御質問にお答えさせていただきます。

臨時福祉給付金については、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられます。この消費税の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給するものであります。

給付対象者につきましては、給付金基準日であります平成26年1月1日時点で、御嵩町の住民基本台帳に登録されてみえる方で、町民税均等割が課税されていない方、または条例によって定めるところにより町民税を免除された方が対象となります。

給付金額は対象者1人につき1万円で、給付金の交付回数は1回限りであります。ただし、町民税均等割が課税されている方の扶養親族である方や、生活保護受給者の方などは、支給対象外となります。給付金1万円については、所得の低い方ほど生活に必要不可欠な食料品の消費割合が高くなることを踏まえ、消費税が8%である期間であります平成26年4月1日から平成27年9月30日までの間における食料品の支出増加分を統計的に検証した金額として算定されています。

給付対象者のうち、老齢年金、障害基礎年金、遺族年金等の受給者や、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者に対しては、平成26年4月からの消費税の率の引き上げに加え、同時期から実施される年金の特例水準解消等を考慮し、対象者1人につき5,000円の加算金を交付するものであります。平成26年4月の特例水準解消による基礎年金の平均受給額がおおむね5,000円減少すると見込まれることを踏まえ、この減少分を補填するための加算金として5,000円を支給するよう金額設定がなされています。支給対象者の人数ですが、1万円の給付対象者数は7,000人を見込んでいます。また、加算金の対象者数は2,700人を見込んでいます。給付金として合計8,350万円を当初予算に計上させていただいております。

支給実施までのスケジュールであります。4月に臨時福祉給付金の制度概要についてのチラシを回覧するとともに、町内各出張所等の窓口にもチラシを設置いたします。6月に対象者に対して、給付金の支給手続についての通知を郵送し、合わせて「ほっとみたけ」、町ホーム

ページ、防災行政無線、ケーブルテレビ可児により臨時福祉給付金の手続について周知をしてみたいと思います。7月上旬に対象者に対して、申請書の配布を予定しております。また防災行政無線、及びケーブルテレビ可児で随時申請手続の広報を行ってまいります。7月上旬から10月上旬までの3カ月間、申請書の受け付けを予定しています。申請書の提出方法は窓口申請と郵送申請を予定しています。また高齢者の方がスムーズに申請していただけるよう、申請書を郵送した以降に、民生委員・児童委員の方々に受け持ち区域の高齢者等に対して見守りと併せて臨時福祉給付金の申請書が届いていれば申請をしてくださという声かけをしていただくようお願いをしていきたいと考えています。また対象者の方で、申請をされていない方につきましては、8月上旬に発送いたします介護保険料決定通知書の対象者へのチラシの同封による手続の勧奨を実施していく予定をしております。

臨時福祉給付金の支給時期につきましては、10月から随時支給を行う予定をしており、年内の支給完了を目指して事業を実施してまいります。臨時福祉給付金の指針につきましては、対象者への周知が重要であると考えております。申請漏れがないよう周知を徹底し、迅速かつ正確な事務処理に努めてまいりますのでよろしくをお願いいたします。

以上で大沢議員への答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

ありがとうございます。

かなり大変なこの4月から10月ぐらいにかけて担当課のほうでも大変だと思いますけれども、本当に申請漏れがないような形でということで、民生委員さんが独居の方とか高齢者世帯の方を回っていただいて、申請されたかどうかの確認をしていただけるということですが、各家庭に訪問されているヘルパーさんとか、そういう方たちにはお願いするような形にはならないですか。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

まだ確定ではないですが、いろんな手法があればそういうものを参考にしながら実施をしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

[9番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

本当に細かいところまで目を向けていただいて、1人も漏れのないような支給にしてくださいと思いますのでよろしく願いいたします。

続きまして、それでは3点目のがん検診率の受診率のアップについてお伺いをいたします。

子宮頸がんと乳がんの検診、受診率向上を目指して平成21年度から25年度の5カ年度、子宮頸がんの場合は20歳から40歳までの5歳刻みの年齢、乳がんの場合は40歳から60歳までの5歳刻みの年齢を、その年度に迎える女性に対し、がん検診の無料クーポン券の配付が行われ5年がたちました。御嵩町における受診率はどれほどでしたでしょうか。この無料クーポンをきっかけに検診を受けた方も多く、受診率向上には役に立ったとは思いますが、仕事が忙しかったり、忘れていたりして、受診をされなかった人も少なからずお見えになると思います。

この2月6日に成立いたしました今年度の補正予算には、働く世代の女性を支援するための、がん検診推進予算として44億円が盛り込まれております。国はこの予算で、個別受診勧奨を「コール」、再勧奨を「リコール」といいますが、コール・リコールを行い、平成26年度は、子宮頸がんは20歳、乳がんは40歳を迎える女性に対し、無料クーポンを発行することができるとされております。

また、今回の補正予算では、平成21年度から24年度までに無料クーポンを受け取ったものの、受診しなかった人に対してもコール・リコールを行い、無料クーポンも再発行することができます。検証実験が行われた大阪府池田市においては、平成20年度の受診率は10%、無料クーポンにより30%にアップ、さらに個別の受診勧奨を行って40%に向上したとのことであります。

私はこの1月に、東京の豊島区役所に伺い、コール・リコールによる大腸がん・子宮頸がん・乳がんの検診率向上の実態をお聞きしてまいりました。

その時にいただいた資料でありますけれども、このような受診勧奨、コール・リコールをする場合にも、すごくぱっと見やすいというか、勧奨をするようなチラシではなくって、ちょっと読みたくなるようなチラシということで、これは若目の女性の方の子宮頸がんに対する勧奨のお手紙です。そして、もうちょっと年配の乳がんのほうは、こちらのチラシなんですけれども、これも写真入り、またすごく読みやすいお手紙になっていまして、皆さんがいい感じのお手紙だなということで、またしっかりと読んでいただける、また受診しようかなという気持ちにしていいただける、それぞれに対してのきめ細かな配慮があるお手紙だなと感じておりました。

また大腸がんにつきましても2度・3度の受診率勧奨につきましても、こういった形でお手紙を送付されておりました。このような検診を年代別の、このように読みたくなる、目をとめたいようなお手紙として郵送をされておりました。

また御嵩町におきましては、どのような形で今後受診率の向上に取り組んでいかれるかを民生部長にお伺いしたいと思います。お願いいたします。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

それでは、大沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

がんは昭和56年以降、日本で死因の第1位であり、平成24年度には約36万人が亡くなり、全死亡者に占めるがん死亡者の割合は28.7%となっています。全死亡者の3.5人に1人ががんで死亡したことになります。国はがん対策基本法に基づく10年間の計画でありますがん対策推進基本計画を平成19年6月に策定し、計画策定から5年を経過したため、計画の見直しを行い、新たに平成24年から平成28年度までの5カ年を対象として、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図り、がん患者を含む国民ががんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会を目指しています。今基本計画の中の分野別施策及びその成果や達成度をはかるための主な個別目標の中の、がんの早期発見の項目で5年以内にごがん検診の受診率を50%以上とするという目標を掲げ、乳がん、子宮頸がん、大腸がんについてはがん検診の無料クーポン券と検診手帳の配付など受診率向上のための取り組みがされてきましたが、国の受診率は20%から30%と伸びてきていないというのが現状であります。これまでの研究によりまして、胃がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん、大腸がんの5つのがんは、それぞれ特定の方法で行う検診を受けることで、早期に発見ができ、さらに治療を行うことで死亡率が低下することが科学的に証明されています。がん検診は、がんの早期発見、早期治療を行い、死亡率や罹患率を低下させるためのものであり、このためにも積極的に検診の受診率を高めていく必要があります。このため国では、平成26年度はがん検診の受診率向上のため、子宮頸がん検診と乳がん検診については電話や手紙などによる個別受診勧奨「コール」と再勧奨「リコール」等を行う、コール・リコールを初めて国の制度として位置づけ、その際にごがん検診の無料クーポン券を一部発行し、検診費用の助成を行うこととなりました。

御質問のありました御嵩町における受診率であります。平成21年度のがん検診全体であります乳がん、子宮頸がん、大腸がん、胃がん、肺がん、前立腺がんの平均受診率は19.8%で、平成25年度のがん検診全体の平均受診率は41.1%となっており、4年間で21.3%の増加となっています。乳がんの一般検診とクーポン券の受診を合わせた受診率は、平成21年度は24.2%、平成25年度の受診率は38.2%となっています。4年間で14.0%の増加となっています。

また子宮頸がんの一般検診とクーポン券の受診を合わせた受診率は、平成21年度が16.7%で、平成25年度は26.5%となっており、4年間で9.8%の増加となっています。これはがん検診推

進事業による無料クーポン券の配付により受診率が向上しているものと考えられます。

また、2点目の御質問であります御嵩町のがん検診の受診率向上の取り組みについてですが、御嵩町では今までコール・リコールは実施してきておりません。御嵩町では毎年4月に検診受診希望台帳を送付し、検診の受診希望の確認を行っています。この中で3つの中から検診の有無を確認しています。1つ目が町の検診を受診される方、2つ目が職場、病院で受診される方、3つ目が検診を受診されない方、この3つのどれかにチェックをしていただき、受診を希望された方に検診案内の通知を行い、がん検診の受診をしていただいています。

平成21年度から女性特有のがん検診推進事業として実施されている子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン券の配付は、開始から5年を経過した今年度で、子宮頸がん検診の受診対象者である20歳・25歳・30歳・35歳・40歳、乳がん検診の受診対象者である40歳・45歳・50歳・55歳・60歳への無料クーポン券の配付が一巡したことにより平成26年度はその対象者を子宮頸がん検診では20歳、乳がん検診では40歳のみに絞り込むという取り組みに変更されることとなりました。しかしながら、これまでに無料クーポン券の配付対象者となった方で、職場において検診を受けられる方を除き、何らかの事情で検診を受けられなかった方は今後自費での検査をしなければならないこととなり、受診率が上向きになりつつある状況が停止したり、低下したりして早期発見・早期治療に結びつけることが困難となる可能性があることから、がん検診推進事業に加え、新たになん検診受診勧奨事業、コール・リコールとして受診行動の定着化が図られることとなりました。

これを受けまして、町のがん検診の受診向上の取り組みとしましては、これまでに子宮頸がんや乳がんの検診無料クーポン券の配付を受けたものの、受診できなかった方に対し、平成21年度から平成24年度の4年間にさかのぼり受診勧奨の案内を実施するとともに、受診を希望される方に対して無料クーポン券の配付を予定しております。コール・リコールを実施することにより、検診の重要性の認識と受診の動機づけを行い、がん検診の受診の促進を図り、町民の健康の保持及び増進に努めてまいりますのでよろしく願いいたします。

以上で、大沢議員への答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

非常に詳細な御答弁ありがとうございます。

先ほど申し上げましたような、この豊島区のような心温まるというのか、本当読みたくなるようなこういうようなお手紙でということで、そういうこともちょっと研究していただいて1

人でも多くの方が検診を受診していただけるように持って行っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、がんに関する教育についての質問をさせていただきます。

申しわけありません。ちょっといいですか。手元にあると思った文書がありませんので、いいですか、席へ戻って。5分じゃないですけど、1分休憩してください。いいですか。

議長（加藤保郎君）

暫時休憩とします。

午前9時59分 休憩

午前10時01分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

続いての9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

大変失礼いたしました。

最後に、がんに関する教育についての質問をさせていただきます。

先ほど民生部長のほうからも、がんについては非常に詳細に説明していただきましたけれども、本当に今は2人に1人ががんにかかる時代ということで、3人に1人はがんで亡くなると。先ほどの検診の受診率の低さというのも、若いときからのがんに対する知識のなさでもあると思います。

がんに関する教育を先進的に行っている豊島区におきましては、小学校6年生と中学3年生に対して、がんに関する教育の時間を設け、実施がされております。教育の教材としましては、中学生向け、小学生向けということで、教材がございます。豊島区は、いろんな医療関係の方等も研究を重ねて進めてこられました。

なぜ豊島区がこういったことに力を入れているかといいますと、やはり早期発見のための検診の受診率が非常に低かったということから、もう全国に先駆けてがん対策推進計画を策定し、がん対策推進条例を施行されております。その中で、教育の役割としてのがんの予防啓発の一つとして、児童・生徒へのがんに関する教育を独自のプログラムを開発されて実施をされております。これは、本当に将来を見据えたすばらしい取り組みだと考えます。

先日伺った豊島区の教育委員会におきましても、要望があれば積極的にこのような情報を提供していきたい、また全国にこういったものを広めていきたいというお話もございましたので、ぜひとも御嵩町においても調査・研究をしていただきたいという思いから、教育長の御見解を

お伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（加藤保郎君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

大沢議員の御質問、がんに関する教育についてお答えいたします。

まず初めに、現在、小・中学校では、がんに関する教育としてどのような内容の授業が実施されているのかを説明いたします。

小学校では、6年生の体育科において、「病気の予防」という単元の中で、1時間程度取り扱っています。内容は、生活習慣病として、がん、心臓病、脳卒中、高血圧症、糖尿病などがあること、死亡原因の上位を占める3大生活習慣病は、がん30.4%、心臓病15.8%、脳卒中11.5%であること、喫煙とがんには深い関係があることなどです。

中学校では、3年生の保健体育科において、「健康な生活と病気の予防」という単元の中で2時間程度取り扱っています。内容は、小学校の内容をさらに深めるとともに、喫煙や動物性脂肪のとり過ぎ、塩分のとり過ぎ、食物繊維や緑黄色野菜の不足などががんにつながること、がんを防ぐための健康習慣を守ることなどであります。

以上の実施状況から考えますと、確かに現在のがんに関する教育では、授業時数も含め、がんそのものや、がん患者に対する理解を深める教育としては十分であるとは言えません。

国のがんに関する教育については、平成24年6月策定のがん対策推進基本計画の中で、次のように述べています。子供に対しては、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に学校での教育のあり方を含め健康教育全体の中でがん教育をどのようにするかを検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とすると。このように、がんに関する教育は今日的課題であり、国家的な課題であるということがわかります。

また、岐阜県におけるがんに関する教育については、岐阜県健康福祉部が平成25年3月に第2次岐阜県がん対策推進計画を策定しました。その中で、次のように述べています。健康の保持・増進と疾病の予防という観点から、がんの予防を含めた健康教育に取り組んでいますが、がんそのものや、がん患者に対する理解を深める教育は不十分であると指摘されています。がんの教育をすることによってがんへの恐怖を軽減し、望ましい態度を形成するほか、命に関する正しい理解、誤った知識に基づくがんに対する偏見の緩和、解消などが期待できます。がんの教育をどのようにすべきか、国での検討が進んでいますので、その状況を注視しつつ、がん患者自身がどのようにがん教育にかかわるかを含めて、教育関係者等と協力してがん教育を展開していきますと、岐阜県はかなり詳細に今後の取り組み内容を表明しているところであります。

す。

以上のように、がんに関する教育は、国や県の大きな課題となっています。

また、御嵩町でも、子宮頸がんの対応やがん検診受診率向上など、これも課題であります。

では、小・中学校でがんに関する教育の授業を実施するには、教材化が必要です。また、教科領域の位置づけも必要になってきます。そして、学年の発達段階に応じた内容の吟味も必要になってきます。今後、豊島区の取り組みも参考にし、国や県の検討結果を踏まえ、可児学校保健会等の関係諸機関と協力し、小・中学校での取り組みを検討していきたいと考えているところであります。

以上で、がんに関する教育についての教育長としての見解を終わります。ありがとうございました。

[9番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

本当に前向きな御答弁ありがとうございました。調査・研究していただけるということですので、それぞれ教育委員会だけではなく、本当にいろんな機関との検討が必要ということとは重々承知しております。

また、各小学校・中学校で、今でも1時間から2時間は授業を設けていただいているということですので、ほかと比べてもかなり先進的に取り組んではいただいていると思いますので、今後、充実したがん教育が実施されるよう、よろしくお願いいたします。

先ほどは大変失礼いたしました。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで、大沢まり子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は10時20分とします。

午前10時10分 休憩

午前10時20分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

お許しをいただきましたので、質問をします。

公民館の有効活用についてです。

平成25年の3月議会でも、同じテーマで、公民館を貸し館業務だけでなく、地域の人が自由に使えて、気軽に立ち寄ろうという気になる地域住民の交流の場になるような、より有効な活用方法を考えていただきたいとの質問をしました。そのときの回答は、スタッフの対応や使用時間への柔軟な対応など、気軽に立ち寄ってもらえるよう工夫をしていくとのことでした。1年を経過して、どんな工夫をしてどう変わってきているのか、また住民の利用に変化があらわれてきているのかをお尋ねします。

また、先般の町政懇談会で、上之郷の農協跡地に多目的な防災センターを建てることのお話がありました。多目的の中には、住民交流の場も含まれています。農協の跡地と上之郷公民館は非常に近くにあります。現在、上之郷公民館の暖房が壊れていますが、当面直す予定はないと聞いています。住民からは、防災センターができれば、公民館は要らないということかという声も聞きます。使いたいというニーズが多いのなら、まず公民館を使ってもらえるように条件を整えることのほうが先決ではないでしょうか。

以上2点、公民館についてをお尋ねします。御答弁をよろしくお願いします。

議長（加藤保郎君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは、安藤議員の公民館の有効活用に関する御質問にお答えをしていきたいと思っております。

前回、平成25年の3月定例会におきまして、安藤教育参事が本町の公民館の利用方針として、地域のあらゆる年齢の住民が気軽に利用できる、みんなの公民館を目指していきたいと答弁をしておるところでございます。この利用方針に沿って、まず1つ目の具体的な新たな活用方法が提案されてまいりました。

これは、伏見公民館の1階、管理人室を改修して、地域住民や公民館利用者同士が気軽に集い、交流を深めることを目的として、おもてなしつきの喫茶コーナー、「おしゃべりサロンさくら」という喫茶コーナーを設けまして、今まで以上に開かれた公民館にしたいという思いを込めて、先月20日にオープンいたしました。当面は、毎月2回開催される予定でございます。

こうした開かれた公民館を目指す取り組みは、現時点では伏見公民館のこの事例だけですが、他の公民館においても、開設するスペースや接客するスタッフの確保など問題もありますので直ちにこれについて何か実施できるという段階ではありませんが、引き続きアイデアを出し、検討してまいりたいと考えております。

なお、公民館を所管する生涯学習課では、毎年策定する御嵩町教育・夢プランにおいて、地

域の住民のニーズに合った魅力ある公民館講座を企画し、提供するとともに、同好会の育成にも積極的に取り組んでいるところでございます。こうした取り組みを合わせて、年々地域公民館の利用者数は上昇基調にあります。

具体的に数値を上げて説明をいたします。

平成25年度上半期、4月から9月までですけれども、利用者数を対前年の上半期と比較しますと、上之郷公民館で134%、御嵩公民館で110%、中公民館と伏見公民館でそれぞれ106%という結果であり、全ての公民館で利用者が増加しております。また、平成22年度から24年度までの3カ年の比較では、平成22年度の利用者を基準に1.8%から28.4%と、地区ごとに開きはございますが、どの公民館も増加しているところでございます。

このような利用状況であります。引き続きみんなの公民館としての利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、今後の上之郷公民館の展望に関する御質問にお答えをしていきたいと思っております。

まず、昨年度、JAめぐみのから御嵩町土地開発公社で購入した旧上之郷支店跡地の利用に関しましては、東日本大震災時の七ヶ浜町において屋根つきのゲートボール場がボランティア活動の拠点になったことを教訓といたしまして、亜炭鉱廃坑問題を抱える本町での災害想定は、近隣市町の災害より大きくなることや、町の中心部より亜炭による落盤のおそれが少ない上之郷地区に防災拠点を設置することが最良であるという考えのもと、上之郷防災コミュニティセンター設置事業を推進しているところでございます。

この事業で一番の課題は、災害時ではなく、平常時にいかに地元の方に有効活用していただくか、また施設運営費をいかに抑制していくかという点でございます。

昨年は、町長と語る会や行政懇談会など地元の方との話し合いの場で、町として筋力トレーニングマシンを設置し、介護予防活動ができるスペースや子供たちが親子で遊ぶことができるスペース、また地域で生産された農産物を販売するスペースを設けて、あらゆる年代の方のさまざまな利用目的に対応できる利用方法や、地元の方による管理運営を提案し、地元住民の方からもこの案に関する御意見を求めているところでございます。

以上のような経緯と現在の状況でありまして、御質問の趣旨にある、本町として最初から上之郷公民館の代替施設として上之郷防災コミュニティセンターを計画してきたわけではございませんので、御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

ただ、御指摘のありましたように、上之郷公民館の空調設備に関しましては、2階大ホールのききが悪く、利用者の方に大変御迷惑をおかけし、まことに申しわけなく思っているところでございます。

町内4公民館では、上之郷公民館と御嵩公民館の空調設備の老朽化が著しいため、担当課か

ら改修事業計画が提案されてまいりましたが、いずれも平成26年度の厳しい予算状況の中で有利な財源確保ができない現状で、見送りとさせていただいた経緯がございます。

平成22年度の本庁舎空調設備の改修では、国のグリーンニューディール事業、CO₂排出抑制対策事業でありますけれども、この事業を活用しまして、総事業費に占める自主財源の比率が、結果として16%程度と非常に少ない負担で改修ができましたので、公民館の空調設備もいつまでも見送りという方針ではなく、できるだけ有利な財源を確保した上で実施していきたいと考えております。

また、公民館自体の改修等の方向性は、今後、地元住民の方の意向を聞きながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、安藤議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

ありがとうございました。

公民館の空調につきましては、有利な財源を見つけて、なるべく早くというお答えをいただいて、ちょっと安心をしました。やっぱりみんなが使っていく公民館ですので、なるべく使いやすい状況で、いつも町民の皆さんに提供できたらというふうに思っております。

それと、新しい建物ですが、目的によっては新しいものも必要であるというふうに思っております。ただし、やはり新しい建物を建てる時は、今も上之郷公民館と近いということで、兼ね合いの問題も出てくるとは思いますが、地元住民の声などをよく聞いていただいて検討していただきたいなと思いますし、現在ある建物を有効にフル活用することで削減できる部分があるとしたら、まずそういう部分を先に考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（加藤保郎君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

今、計画しております上之郷の災害ボランティアセンターにつきましては、先ほど言いましたように、災害時のことをまずは想定してつくっているわけですが、御指摘にありますように、国道を挟んで上之郷公民館と今度できるボランティアセンターが比較的近いところにあるということでありまして、上之郷公民館は空調は老朽化が進んでおりますけれども、町内4つの公民館の中では一番新しいということでもありますので、まだ使えるのではないかと。空

調はなるべく早く直す必要があるわけですが、その中で使い方を、地元の方の御意向も承りながら上之郷公民館も有効活用していきたいと、そういうふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

[3 番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

3 番 安藤雅子さん。

3 番（安藤雅子君）

ありがとうございました。

今度建てられるというか、計画していただいているものの中には、地元の管理とか地元の方に活用していただくということも考えてみえるようなので、できれば地元の、これから長い間使っていただけるという若い方の意見もぜひたくさんお聞きできるような場を設けていただいて、そういう声も取り上げながらつくって計画をしていただけたらなというふうに思っております。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで、安藤雅子さんの一般質問を終わります。

続きまして、10番 岡本隆子さん。

一問一答方式の申し出がありました。

10 番（岡本隆子君）

それでは、お許しいただきましたので、質問に入らせていただきます。

本日最後の一般質問ということで、頑張りたいと思います。

私は、2点について通告してありますので、その2点についてお尋ねをいたします。

まず1点目でございますが、剪定くず、除草くずの処理についてということでございます。

剪定くずや除草くずの処理については、現在、可燃ごみ袋に入れて処分することというふうになっています。可燃ごみの袋に剪定ごみを詰めるということは、細かく裁断しないと入らない、ごみ袋が突起した枝で破れやすい等の理由から、非常に困難なことです。以前から、住民の方から、特に団地の方などから、剪定くずや除草くずを持ち込むところをつくってほしいという声をたくさん聞いてまいりました。ことしから、プラスチックごみの分別や、ごみ袋の値上げの件もあることから、この機会にと思い、この件について取り上げることにしました。

まず個人の家や公共施設、それから保育園などの剪定を多く行っているシルバー人材センターに行って話を伺ってまいりました。まず、その状況についてです。

御嵩町のシルバー人材センターでは、剪定して出た剪定ごみについては、坂戸にある業者に持ち込んでいるということです。処理費については、シルバーに委託した個人負担となります

が、御嵩町から坂戸までは、往復だけでも1時間以上はかかります。処理業者は、契約事業者のみ受け入れをし、基本的に個人からの受託はしていません。平成25年度は、特に樹木の伸びが著しく、除草・剪定くずが大量に発生したため、処理業者が一時的に受け入れを拒否したため、どこのセンターも混乱をしたという話を伺いました。

剪定くず、除草くずとはいえ、出たものは一般廃棄物となり、それを処理する場所を設置することは容易ではないということは承知しております。例えば少し大型のチップ化できる機械を購入し、シルバー人材センター等の団体に委託し、運営してもらうようなことはできないのでしょうか。他地区の事例としまして、シルバー人材センターに関連する農林課等が機械を買って、それをシルバー人材センターに無償貸与しているというところが、私が聞いたところでは八百津町、関市、美濃加茂市、美濃市、坂祝町があるということです。それから、七宗町はそのまま放置をして、枯れたものを重機で粉砕して町の肥料としているというふうに伺っております。また、御嵩町内の公共施設、例えば保育園などで出る剪定ごみも、このようなことで処理をされるということですが、この点についても、公共施設で出る剪定くずについては、何とか処理できないものかということも考えております。

この問題を考えるに、いろいろな事例を調べていくと、やはり行き着くところは剪定くずだけではなくて、生ごみも含めたやっぱり循環型の社会を目指していくべきだということに結論は至るわけですけれども、今は段ボールコンポストなどを大変勧めておられまして、それを全体でやっていくのが一番いいことだと思いますが、まずは取り組みやすいところから、この剪定くずの処理について、何とか町のほうで考えていただけないものかということから、この質問をいたしましたので、ぜひ前向きな御答弁をよろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

それでは、岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

家庭から出された剪定くずや除草くずは、廃棄物処理及び清掃に関する法律の規定により一般廃棄物に分類されるため、御嵩町での処理方法につきましては、可茂広域による一般廃棄物処理施設でありますささゆりクリーンパークで処理を行っています。

ささゆりクリーンパークは、家庭から直接庭木等の剪定くず等の搬入は行うことができないため、家庭系の可燃ごみとして集積場への排出処理を行っていただいています。排出処理の仕方としましては、庭木等の剪定くず等は、太さが3センチメートル以下のもので、袋に入る長さのものは可燃ごみとして出していただき、太さが10センチメートル以下のもので長さ1メートル以下に切っていただいたものについては、粗大可燃ごみとして排出していただいております。

す。

このことは、可茂管内の市町村につきましては、御嵩町と同じく広域による一般廃棄物処理施設でありますささゆりクリーンパークで処理を行っていますので、基本的処理方法は御嵩町と同様であり、住民の方々が持ち込める施設を市町村が設置しているところはないのが現状であります。

また、御嵩町では、剪定くず等を粉砕していただきチップ化したものを、土の乾燥防止や雑草の発生抑制や雑草等とまぜて堆肥化を行うなどの活用や、細かくして可燃ごみとして出させていただくため、剪定枝葉粉砕機の購入補助として購入金額の2分の1補助、上限額2万円までの補助制度を設けております。

八百津町では、役場で家庭用粉砕機2台を所有し、町民に無料で貸し出しを行ってまいります。

一方、多治見市や関市では、市の廃棄物処理センターで家庭からの剪定枝葉等の持ち込みを受け入れて焼却処理を行っています。

また、犬山市では、市の焼却センターに、市民から受け入れた枝葉をシルバーに委託し、市所有の粉砕機で粉砕し、チップ化したものを市民に分け、残ったものは焼却処理をしています。今後、堆肥化も検討していくということでもあります。

美濃加茂市では、PTAや一斉清掃で出たものを市内の民間の廃棄物処理事業者が受け入れ、粉砕し、堆肥化等を行っています。

可児市でも、家庭から出た剪定枝葉等を市内の民間の廃棄物処理事業者が受け入れ、持ち込まれた枝葉等はバイオマス発電等に使用されています。

また、シルバー人材センターが住民の方の庭木剪定時の作業を請け負い、作業で出た枝葉等を適切に処理する必要がありますが、近隣の美濃加茂市、坂祝町、八百津町、美濃市、関市のシルバー人材センターの作業状況について確認いたしました。

処理方法としましては、シルバー人材センターが作業で出た枝葉等を一般廃棄物処理事業者へ搬入しての処理方法がほとんどで、シルバー人材センターが所有する粉砕機で粉砕し、粉砕後は剪定依頼主である個人で処理を行っていただいているというところもありました。

現在のところ、家庭から出る剪定くず、除草くず等の一般廃棄物の処理方法としましては、可燃ごみとして出していただくか、またはチップ化して出していただく処理方法しかありませんが、岡本議員の御質問については、住民の方から町への問い合わせもあり、そうした御意見があることは十分考えられます。

御質問にあります家庭から出される剪定くず、除草くずの処理につきましては、町として廃掃法の規定を踏まえた中で、実施できることとしてどのようなことがあるのか、他の自治体の処理方法などについて調査・研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいた

します。

以上で、岡本議員への答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

大変前向きに御答弁いただきまして、ありがとうございます。

この剪定くずにつきましては、山や田んぼを持っておられる方は、そういうところへちょっと置いておくとかすれば、時間はかかりますけれども、肥料になるということから、そんなに問題はないと思いますが、処理できない、本当に庭の狭いところの方が非常に困っていらっしゃるようです。

そういう方かどうかはわかりませんが、こういったものについて、ちょっと見てきたんですけれども、谷山から奥の林道沿いとか、それから水土里隊の方が作業をしておられる近くとか、それから柏森林道のあたりですけれども、明らかに剪定くずと思われる松の小枝などを切ったようなものが投棄されているところをちょっと見てまいりました。そして写真に撮ってきたわけですが、そういったことから、ごみを不法投棄というのは良心が痛むわけですが、剪定くずぐらいならいいだろうというふうに思われるかもしれませんが、現実にそういう不法に投棄されるということも現状として起こっているの、何とか前向きに考えていただきたい。

個人の方でも、集めにきてくれとまではおっしゃってなくて、自分たちで持って行くからどこか持って行く場所が欲しいということですので、できない理由ばかりじゃなくて、何かできる理由、どうしたら処理できるかということまでぜひ考えていただきたいと思います。これは要望ですので、よろしく願いいたします。

それでは、2番の質問に入ります。

市民活動とNPO支援についてということでお願いします。

近年、住民ニーズの多様化やライフスタイルの変容などにより、多様な公共サービスの提供が地方自治体に求められてきています。一方、地方自治体は行政運営の点検や改革が求められ、さまざまな公共サービスを行政が一元的に担っていくことに制約や限界が生じています。

こうした状況の中で、住民、地域社会、企業、団体と行政が協働し、新しい公共を形成する取り組みが全国で活発化しています。殊に阪神・淡路大震災以降、NPOや市民活動に対して、行政の関心は特に高まってきています。

御嵩町においても、地域産業の活性化、地域コミュニティーの活性化、観光振興、名鉄問題、

地域のスポーツ、文化活動等において、住民との協働は欠かせないものです。また、今後予想されるさらなる高齢化社会を乗り切るためにも、住民との協働は不可欠であると思います。

先日の2月20日の新聞ですけれども、可児市ではボランティア活動を活性化するために、地域通貨を導入するという報道がありました。市内のスーパーやガソリンスタンド等、個人商店だけでなく、スーパーのチェーン店も214店舗参加するというので、ボランティア活動、地域の支え合いの仕組みづくりと地域経済の活性化を目的として取り組むということです。

そこで、御嵩町でもこんな取り組みができるといいなあということを思いましたので、質問をします。

まず当町の市民活動、NPO活動について質問をします。

今回、資料としまして、町内の岐阜県認証NPO法人（御嵩町分）というのを出示していただきました。私は、これを見て本当に知らない団体が幾つかあって、こういう団体の方々が町内で活動してくださっているんだなあということに、ちょっと認識不足を感じました。こういう町内のNPO法人と市民活動に結びつくような法人の活動状況はどのようになっていますかということが1つ目の質問です。

そして2番目として、町としてどのような支援を行っているのか。現状と、今後どういうふうに支援をしていくのかということについてお伺いをします。

3番目に、地域通貨についてどういうお考えかということもお伺いします。

地域通貨については、御嵩町の環境基本計画の重点エコプロジェクトの中で、いつとき大変議論されたには伺っておりますが、そのときは、人を動かすにはどうしたらいいかということで、この地域通貨ということが非常に議論されたというふうに伺っておりますが、今、可児市がやられるということではありますけれども、こういったものを導入するお考えはあるのかないのか、以上3点についてお尋ねをいたします。

議長（加藤保郎君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは、岡本議員の1つ目の、町内のNPO法人と市民活動に結びつくような法人の活動状況はどのようになっているのかという御質問にお答えをいたします。

まず回答に入る前に、NPO法人、正式には特定非営利活動推進法に基づくNPO法人に関して、若干説明をさせていただきます。

NPO法人とは、わかりやすく言えば、保健・医療・福祉や社会教育、まちづくり、環境保全など、法に定められた社会全般に役立つ20の分野に関して、自分たちの利益を求めないで、不特定かつ多数の者の利益を増進させることを目的として活動する団体として、この法律に基

づいて認証された法人格を持った団体ということができます。

また、市民活動とは、利益を目的とせず、社会的な課題の解決に向け、市民が自発的、自主的に行う不特定かつ多数の者の利益に寄与する活動と捉えることができ、市民活動は無報酬で行うボランティア活動と、狭義で捉えれば当てはまらないかもしれませんが、広義、広い意味ではNPO法人の活動は市民活動であると言えるのではないかと考えております。

NPO法人として認証されると、法人として税制面での優遇措置が適用され、その活動を行政が支援することができます。御嵩町においては、法人町民税が減免されます。

ただし、認証されるためには、所管する県に申請し、法の要件を満たした団体であると認められる必要があります。また、認証団体には、毎年事業報告書や財産目録、収支計算書などを備え、県に報告する義務が生じてまいります。

以上、NPO法人について御理解をしていただいた上で、最初の御質問にお答えをします。

町内のNPO法人で、現在岐阜県に登録されておられる団体は、資料で提出しました7団体でございます。これらの団体の活動目的は、資料の定款の目的欄にある活動ということで、県に申請をされていますが、実際の活動状況に関しましては、この中にはなたまたが現在デイサービス、ヘルパー事業を行っていらっしゃる、地域のあしを考える会や御嵩町葦の会から、デマンド交通や名鉄への運行支援に関しまして提案を受けたことがございます。NPO法人は、御説明しましたように、申請窓口、活動報告も県であり、直接町が関与しておりませんので、町で把握している活動状況は以上の内容でございます。

次に、町としてどのような支援を行っているのか、現状と今後の支援のあり方についてどのように考えているのかという御質問にお答えをいたします。

少し前の取り組みで申しわけございませんが、本町では以前、地域づくり、まちづくりの一環として地域づくり講座を開設し、住民が地域づくりにかかわる一つの手法としてNPO法人の活動を紹介し、実際にNPO法人の活動について、先進地の視察研修を行うことでNPO法人設立を考える方の支援を行ってまいりました。この講座の受講者の中から、その後、NPO法人を設立された方もいますが、地域づくり、まちづくりのかかわり方として、NPO法人はメリットもありますが制約もありますので、講座を受けられた後でもボランティア的な活動を選択されている方もいらっしゃるわけでございます。

現在、本町では、NPO法人に限らず、法人格を持っていない団体についても、地域づくりや住民活動を積極的に行う団体には地域づくり助成制度を設けて、ソフト面やハード面で支援を行っているところでございます。

また、今後ぜひNPO法人の活動を知りたいとか、法人申請をしたいとかいう団体からの要請がありましたら、以前のような地域づくり講座やNPO法人設立講座などの開催を検討して

まいりたいと考えておるところでございます。

最後に、地域通貨導入に関する御質問にお答えをいたします。

先日、可児市が地域通貨を導入されたことが新聞で報道されました。本町においては、平成17年3月に制定しました御嵩町環境基本計画において、7つの重点エコプロジェクトの1つにエコマネー循環プロジェクトという取り組みを掲げた経過がございます。このプロジェクトの狙いは、里山整備活動への参加者の拡大など、住民の環境意識の向上に向けた取り組みとして、参加者に地域通貨を配付し、その地域通貨で、地域の里山で取れた、例えばシイタケやシメジなど、山の幸が買えるエコアップマーケットという名称の市場を創設し、地域通貨の流通を促進することで、さまざまなサービスが町内で循環し、参加者の輪が広がり、人と自然とが共生する社会の実現につながる仕組み、こういったものを検討してまいりましたが、推進母体となる団体や地域通貨で交換できる地産の魅力ある商品開発など課題が山積し、実現には至りませんでした。

このプロジェクトは、残念ながら日の目を見ませんでした。環境への取り組みは、企業や森林ボランティアによる森づくり、カーボン・オフセット認証取得と森林づくりへの活動などの環境モデル都市への取り組みの中で、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

地域通貨を活用した活性化策は、現時点でも魅力を感じる試みであると考えておりますが、この制度を広め、継続していくためには、地域通貨で交換できるサービスや商品が地域の住民の方にとってどれだけ魅力あるものとして提供できるのか、またそうしていくためには、事業主体の積極的な取り組みがどこまでできるのかが鍵となるのではないかと考えておりますが、現時点では本町として、地域通貨を活用した環境保全や町の活性化などの取り組みは検討しておりません。

今回、新聞で可児市の制度が一部紹介され、既に地域通貨で交換できるサービスや商品の提供ができる事業者が200店舗以上参加されるとの記述がありましたので、この地域通貨制度が円滑に定着していくのか、関心を持って見守っていきたいと考えております。

以上で、岡本議員の御質問への御答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

ちょっと何点かにわたって再質問をさせていただきます。

まずNPO講座、NPO法人の活動の紹介、それから先進地の視察、そういうことをやって

くださったということですが、この開催はいつでしたでしょうか。

議長（加藤保郎君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

たしか平成19年度ではなかったかと。私が総合政策課に来たときにやっておりましたので、第4次総合計画のまちづくりの具体的な取り組みとしてやってきたというふうに思っております。

〔10番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

そのころだったと思うんですが、NPOセンターをつくろうとか、そういったNPOに対して町民の関心も高く、NPOセンターが欲しいとかということも、かなり具体的なこととして上がっていたと思うんですが、その後、このNPOセンターについてはちょっと話がすぼまってしまいました。

先ほど部長が、今NPO法人が7つ町内にあるわけですが、こういったところに町は直接関与していないといいますか、活動については関与していないということですが、こういったところもいろんな活動をしていच्छゃると思うんですけど、こういうことを町内の人も本当に知らない方が多いと思いますし、横の連携が必要かなと思うので、市民活動を進めていくためには、中心になるようなNPOセンターのようなものが必要ではないかなあということの一つ感じました。

それから、地域づくりの市民活動をしてくださる団体には助成制度があるということですが、この助成制度、確かに今いろんな団体の方が活用してくださっています。とりあえず助成制度ですから資金を出すということですが、これは大きなインセンティブですよ。ただ、資金というのはやはり税金を使うわけですから、その資金を出せばいいだけではなくて、それがいかに有効に使われたかということをしちつと評価していく、その評価がまだちょっと不十分ではないかなあというふうに思います。

それから、そういった人たちを育てていくことについても、町は今いろんなことで民営化とか、いろんなことを委託していく中で、そういった市民を育てていくということも非常に大切なことじゃないかなと思うんですが、そういう評価、育てる、さらには仕事をつくる、そういったことも鍵谷部長の部署の問題ではなく、庁内全体の問題として捉えていただいて、市民団体の方が活動できるような仕事をつくる、そういったいろんなことをやっていくことで活発化

していくと思うんです。

例えば八百津町ですと、食改協などに缶の収集を委託して、補助金は出さないけれども、全部自分たちでそれをやってくださいよということで、缶の収集ということで収益も上げて活発な活動をしているというようなところもあって、そういういろんな分野でインセンティブをつくっていただきたいなあというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（加藤保郎君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

今のNPO法人に関しての御質問であります。部長が細部にわたって答える前に、議会の皆さんにもお願いしておきたいと思えます。

これは、公民館の運営等々でもそうですが、誰かがやればそれに乗っかっていくという方は多く見えるんですけど、その誰かになるという人材が少ないのは事実であります。町としては、そういう方を育てていかなければいけないという立場で、人材を探していくということになります。

ただ、育てていくには、やはり基地も要るんじゃないかということで、私はあゆみ館をつくる時に、まだ残っていた建物の一部をNPO法人がこれから使うことができるんじゃないかということで、柳川前町長にお願いをして残すようにということをしたわけですが、残念ながら残らなかった。私が町長になりましてから、伏見の国交省の施設、あれは一部屋一部屋鍵がかかるいい事務所になると思っていました。これは議会の皆さんが必要ないとおっしゃったということも、やはり記憶に残しておいていただきたいと。

今後、いろんな形で人材の育成をしていかなければいけないのは当然で、活気のある町というのはそういうことを上手にやっています。これは、行政も一生懸命頑張りますけれど、議会も理解を示していただいて、先頭に立って、地域やいろんな団体の代表として皆さんは出ておいでになっているわけですので、ぜひそういう声を前向きな形で行政に届けていただいて、人の育成というものをしていきたいというふうに思っております。

答弁漏ればかりだと思いますけれど、あとは総務部長のほうに答えさせます。以上であります。

議長（加藤保郎君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

たくさん質問がございましたので、落ちがあれば、また再度質問していただきたと思うん

ですけど、まず最初、岡本議員も御指摘がありましたように、平成19年当時は御嵩住民活動支援センター設立準備会というのがありまして、そういったNPO等の市民団体を育成し、広げていきたいと、そういう思いでこういった講座もかかわっていただいたわけですが、最終的にはやはりNPO法人というのは、メリットとしては先ほど言いましたように御嵩町では町民法人税が減免ということですが、財務上いろんな書類を毎年出す必要があるということもありまして、その辺の規制の中で、NPO法人の視察には行ったけれども、NPO法人格取得までには至らなかったと、そういう団体が結構あるのではないかと考えております。

あと、育てていけばということでもありますけれども、先ほど言いましたように、御嵩町は地域づくり活動の助成、これはソフト面だと30万円、それからハード面だと500万円ですが、今、地域づくりの助成団体、過去からということでもありますけれども、平成13年から見ますと44団体に、これはずっと支援し続けるわけではありませんので、最初の初年度が1回と、あとは3年間ということでありまして、計4年間支援をしていくわけですが、そういった中で、立ち上がりの何とか取り組みをやっていきたいという方の側面支援をしていくという形でやってきたわけがあります。これも、本当に成果が上がってきておるとことですし、その中から、先ほど7つと言いましたけれども、1つ、御嵩ではみたけ華ずしの会さんが法人格を取りたいということで、県の窓口と交渉を進めてみえて、町のほうも何か法人格取得の中で支援できることは提供していきたいと、そういうスタンスで今取り組んでおるところでございます。

それから、そういった財政支援だけではなくて、御嵩町の場合は、あっと訪夢や健康館、ふらっとハウス、こういったものも民間の方に維持管理をお願いするということで、これは決まった話ですが、今後もそういった町の出先なんかが、条件を整えば、町直営ではなくて民間の方、NPO法人に限らないとは思いますが、民間活力を活用してやっていきたいと、そのように思っておりますので、またアイデアがあれば教えていただきたいと思います。以上です。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

若干答弁漏れがあるんですが、今、お金を出すということについては、平成13年から44団体がこの助成を受けられたということで、これはいつまでも助成をいただけないので、その後、

独立して頑張っておられるところ幾つかあると思うんですけども、そういったことに対して、その後の支援、それからあと仕事をつくるとか、活動しやすくするような何かとか、そういったいろんな支援ですね。そういったことについてはどうか、それから仕事をつくるとか。

それからもう1つですけども、例えば、今回ふらっとハウスとかあつと訪夢なんかが民間委託で指定管理を募集したわけですけども、例えばこういうところでも、本当なら町内のボランティアグループの方がどこかやったださるといいなというふうには思うんですが、何かそういうようなことが育てていけないのかというふうに思っています。

質問としては、仕事をつくる、育てる、そういった観点についてはどう考えておられるかということについてお願いします。最後の質問です。

議長（加藤保郎君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

育てるという視点から4年間を支援していくわけで、まさにインキュベーションといいますか、オギャーと生まれた団体を取りあえず自立できるまで、ひとり立ちできるまで支援するということですけども、ずうっと財政面の支援というのは難しいということで、その4年なりの中で何とかひとり立ちをしていただくということで、先ほど7つの団体の中でも、はなたまさんは町の支援がなくても自分のところで、これはNPO法人というのは利益を分配しないということなので、法人としてやっていくことは可能ですので、その点で町からの支援がなくてもやっていらっしゃるところもありますので、さまざまな活動ということがあると思います。

だから、まずNPO法人とはどういうものかとか、そういうことを住民の方に広く知っていただくような試みは、今後も要望があればしていくべきだと思います。

また、それからその後、町とかかわれる部分、先ほど言いましたように、いろんな町の施設等の管理運営、こういったものも今後もいろいろ検討して、直営でなくても民活でやっていけるところについては、出した形の中で、自分たちで自立して、その管理運営を請け負った上で自立してやっていただくと、そういうようなことができれば、もうちょっとこの3施設だけではなくて広げられるのではないかとということで、検討はしてまいりたいと思います。

NPO法人になれば済むとか、そういう話ではないので、その辺は難しいと思うんですけども、広義の意味での市民活動をやっぱり広げていかないと、なかなか行政だけでやっけていてもひとり相撲になってしまうということもありますので、岡本議員の思いもそこだと思うんですけども、そういう団体とは連携を密にしてやっていきたいと。まちづくり課もありますので、活動も続けていきたいと思います。よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

希望があれば講座も開いていただけるということでしたので、以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで、岡本隆子さんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（加藤保郎君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、明日11日の午前9時より開会しますので、よろしくお願ひします。

これにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時13分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

